



2021. 04

季刊情報誌

# NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

# 目次



泛華偉業知識產權は、北京泛華偉業知識產權代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

## 03 業界観察

- 2020年の中国知的財産権の主な統計データ
- 最高人民法院が知的財産権の懲罰的賠償に関する司法解釈を公布、法に抛り重大な知的財産権侵害行為を処罰
- 中国国家知識産権局が一連の特許審査国際協力プロジェクトを展開
- 『特許審査指南』第2部分第10章の改正に関する説明

## 11 サービスソリューション

- 特許開放許諾制度の有効活用に関する考察

## 15 実務動向

- 中国特許出願の庁費用に関する説明

## 16 当社ニュース

- 当社は当事者の代理として実用新案特許権の無効宣告審判と行政訴訟に完勝

## 2020年の中国知的財産権の主な統計データ

中国国家知識産権局が2021年1月27日に発表した知的財産権統計ダイジェストによる、中国2020年度の知的財産権の主な統計データは以下の通りである。

### 一、特許

2020年、中国発明特許の登録件数は53万件である。2020年末までの、中国発明特許の有効件数は305.8万件であり、そのうち、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の発明特許の有効件数は221.3万件であり、人口1万人当たりの発明特許保有件数は15.8件に達している。

2020年、中国実用新案特許の登録件数は237.7万件であり、2020年末までの、実用新案特許の有効件数は694.8万件である。

2020年、中国意匠特許の登録件数は73.2万件であり、2020年末までの、意匠特許の有効件数は218.7万件である。

2020年、当局が受理したPCT国際特許出願は7.2万件であり、そのうち、中国国内からは6.7万件である。

2020年、当局が受理した復審請求は5.47万件であり、結審件数のは4.8万件となる。受理した無効宣告請求は0.62万件であり、結審件数のは0.71万件となる。

### 二、商標

2020年、中国商標の登録件数は576.1万件であり、2020年末までの、有効な登録商標件数は3017.3万件である。

2020年、中国商標異議申立件数は13.4万件であり、審決件数が14.9万件となる。

2020年、当局は中国出願人からのマドリッド商標国際登録出願を7,553件受理した。2020年、当局が受理した各種商標審判案件は36.7万件であり、結審件数は35.8万件となる。

### 三、地理的表示、集積回路の配置図設計

2020年、当局は地理的表示製品の保護申請を10件受理し、地理的表示製品の保護を6件認可した。当局が地理的表示製品専用表示の使用を認可した企業数は1,052社であり、当局が認可した地理的表示商標の登録件数は765件である。2020年末まで、認可された地理的表示製品は累計2,391件、認可された専用表示使用企業は累計9,479社、登録された地理的表示商標は累計6085件である。

2020年、中国集積回路配置図設計の登録出願は14,375件であり、登録証発行件数は11,727件である。

注目すべきは、2020年12月から公開される知的財産権の主な統計データには、中国の発明、実用新案及び意匠特許出願並びに商標出願の当月の出願件数が含まれないことである。2020年11月までに発表された統計データと2019年全体の統計データとを遡って比べると、2020年全体の発明、実用新案及び意匠特許出願並びに商標出願の出願件数はいずれも2019年同期を上回るはずである。

情報元：中国国家知識産権局

## 最高人民法院が知的財産権の懲罰的賠償に関する司法解釈を公布、法に抛り重大な知的財産権侵害行為を処罰

先日、最高人民法院は「知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈」(以下、「解釈」という)を公布した。

「解釈」は、知的財産権民事案件における懲罰的賠償の適用範囲、故意・情状酌量の認定、計算基数、倍数の確定等について詳しく規定している。「解釈」の目的は、裁判基準を明らかにすることによって、各級法院が懲罰的賠償を正確に適用して、重大な知的財産権侵害行為を処罰するよう指導することにある。「解釈」の公布は懲罰的賠償制度を実行するための重要な措置であり、人民法院が知的財産権の司法保護を全面的に強化する決意を示しており、科学技術革新の法治環境の更なる最適化にとって重要な意義がある。

「知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈」は、2021年2月7日に最高人民法院審判委員会第1831回会議で採択され、2021年3月3日から施行された。

情報元：中国最高人民法院

## 中国国家知識産権局が一連の特許審査国際協力プロジェクトを展開

知的財産権保護の国際協力と競争を統合的に推進し、中国の対外開放の拡大によりよく貢献するために、中国国家知識産権局は長い間、国内イノベーション主体の海外パテントポートフォリオ構築への実際のニーズを発掘し、海外との協力交流及び成果共有を強化し、一連の特許審査国際協力プロジェクトの展開を模索してきた。当プロジェクトにより、中国のイノベーション主体の外国における特許出願及び審査のプロセスを効果的に加速し、イノベーション主体がよりよく「海外進出」するために役立っている。同時に、外国の先進技術を導入し、外国特許権者の中国における特許保護を向上させることにも積極的な役割を果たしている。

2020年末まで、中国国家知識産権局は既に30の外国特許審査機関と特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)提携協定を締結しており、米国、ヨーロッパ、日本、韓国等中国企業の「海外進出」の主な海外市場、「ブリックス5か国」のロシア及びブラジル、「一帯一路」区域内の提携パートナー16国をカバーし、これで世界規模の特許審査ハイウェイネットワークが整うようになった。

PPHプロジェクトは現在、世界で適用範囲が最も広く、利用頻度が最も高い特許審査国際協力プロジェクトであり、中国企業の外国特許審査機関に提出する特許出願の審査速度をより速くし、審査コストをより低くし、登録率をより高くすることができる。

PPHとは、第一庁(先行庁)で肯定的な審査意見を得た発明特許出願について、提携協定に署名した第二庁に(後続庁)におい

て、早期審査が受けられるようにする仕組みである。2011年に中国国家知識産権局が日本特許庁との間で初めてニカ国間PPH試行プロジェクトを開始して以来、PPHのパートナーメンバーと出願の件数両方とも急速に増加している。2020年6月末まで、中国出願人が外国特許庁に提出したPPH請求は累計で9066件であり、外国出願人が中国国家知識産権局に提出したPPH請求は累計で40051件である。

PCT協働調査及び審査(PCT CS&E)プログラムは、中国国家知識産権局、米国特許商標庁、欧州特許庁、日本特許庁、韓国特許庁が2018年7月1日に共同で正式に開始したものである。2020年6月まで、中国国家知識産権局は主担当としての審査意見93件及び副担当としての審査意見375件を完成している。

PCT CS&Eは、日米欧中韓の特許庁(五庁)が協働で1件のPCT国際調査報告書及び見解書を作成するものであり、特許出願人が5大地域における関連発明イノベーションの従来技術状況をより全面的に理解し、5大地域における特許出願の権利付与の見通しをより正確に判断するのに役立ち、投資の意思決定を支援することができる。

PCT CS&Eプログラムは、地域や作業言語を異にする国際機関に所属する審査官が協働し、一局庁の主担当、複数局庁の副担当で、1件のPCT出願の国際調査を完成し、最終的に出願人に全面的で質の高いPCT国際調査報告書及び見解書を提供するものである。現在、このプロジェクトは順調に評価段階に入っている。

中欧PCT国際出願調査試行プロジェクト

は中国国家知識産権局と欧州特許庁が2020年12月1日に共同で正式に開始し、2年間を期間とするプロジェクトである。第1自然年度には合計2500件の試行出願を受け付け、第2自然年度には合計3000件の試行出願を受け付けた。

ヨーロッパは中国のイノベーション主体の「海外進出」の主なターゲットの1つであり、この試行プロジェクトは、ヨーロッパでパテントポートフォリオを構築する意思のある中国出願人のために、欧州特許庁による補充調査報告書のコストを免除し、審査プロセスと時間を節約することができる。

中欧PCT国際調査試行プロジェクトは、中欧両庁がPCT国際特許体系の下で展開した新型協力業務であり、中国国家知識産権局を受理局として提出したPCT出願(英語のみ)について、試行期間内において欧州特許庁を国際調査機関として選択することができる。

情報元：中国国家知識産権局

## 『特許審査指南』第2部分 第10章の改正に関する説明

新たに改正された『特許審査指南』(以下、『指南』という)は2021年1月15日から施行された。特許出願及び審査の実践をよりよく導くために、中国国家知識産権局は今回の改正の主な内容を詳細に紹介し、説明した。

### 一、改正の背景

知的財産権保護の強化に関する中国政府の重要な政策配置を全面的に貫き、経済・

学技術の急速な発展の審査規則に対するニーズに積極的に応え、特許審査の質及び審査効率を向上させるために、中国国家知識産権局は特許審査基準を絶えず改善し、イノベーション主体に有力な制度的保障を提供している。2020年、中国国家知識産権局は社会公衆のニーズを十分に調査研究し、審査の実践経験を総括した上で、『指南』の全面的な改正作業を展開した。

## 二、改正過程

2020年5月、中国国家知識産権局は『指南』の全面的な改正作業を開始したが、今回の改正は内容が比較的によく、時間上段階的に推進する計画に沿って、2回に分けて社会に向けて意見を公募した。そのうち、『特許審査指南改正草案（第1回意見募集稿）』（『指南』第2部分第10章に係る）は9月30日-11月15日に社会に向けて発表された。関連意見を受けた後、整理、分析及び論証を経て、合理的な意見を採用し、これに基づいて草案を更に改正・整備し、審議を経た改正内容は2020年12月14日に中国国家知識産権局第33号公告により公布され、2021年1月15日から施行された。

## 三、主な改正内容

今回の改正は『指南』第2部分第10章に係るものであり、主に補充提出された実験データの審査基準、化合物の新規性の審査基準、化合物及び生物分野の進歩性の審査基準を明確化し、整備した。

（一）補充提出された実験データに関する改正（第2部分第十章第3.5節）

今回の改正は、国内外のイノベーション主体の要望に応え、実験データの補充提出の

審査基準を更に明確にすることを目的としている。

一方で、2017年の『中国国家知識産権局〈特許審査指南〉の改正に関する決定』（中国国家知識産権局令第74号）の関連改正内容を第3.5.1節に移し、実験データの補充提出の一般的な「審査原則」とし、さらに「出願日以降に出願人が『特許法』第22条第3項、第26条第3項等の要件を満たすために補充提出した実験データについては、審査官は審査しなければならない」と明確化した。一方では、「薬品特許出願の補充提出実験データ」を第3.5.2節として追加し、2つの典型的な例を挙げた。事例1は、出願人が明細書が十分に公開されていることを証明するために実験データを補充した状況に関し、その中に、「当該補充提出された実験データは進歩性を審査する際にも審査しなければならない」とも明確にした。すなわち、補充提出された実験データによって証明された技術的効果が特許出願に開示された内容から得られるか否かについての判断原則は、適用条項が異なるに伴って異なるものではないことを明確にした。事例2は、出願人が出願の進歩性を証明するために実験データを補充提出する状況にかかわる。前記2つの事例を通じて、薬品特許出願の補充提出実験データの審査基準が更に明確化され、出願書類の開示内容及び従来技術の状況をどのように総合的に考慮すべきであるか、当業者がその証明した技術的効果が特許出願の開示内容から得られるか否かについてのどのように判断するかが説明される。

（二）組成物の請求項におけるその他の限定

に関する改正（第2部分第10章第4.2.3節）

今回の改正の目的は、明細書に組成物の1つの性能又は用途しか開示されていない状況で、請求項に対し性能限定型又は又は用途限定型とする必要があるかどうかは、具体的なケースに応じて検討する旨を明確にすることにある。

現行の『指南』は、「明細書において組成物の1つの性能又は用途のみが開示されている場合には、性能限定型又は用途限定型で書くべきである」と規定しているが、今回の改正では、「べきである」を「通常必要」に変更するとともに、文字を適応的に調整した。改正後の基準は、出願人の正当な権益の保護により有利となる。

（三）化合物の新規性に関する改正（第2部分第十章第5.1節）

今回の改正は、「言及は公開に等しい」と「新規性を備えないと推定される」との両者の間の関係及び境界を明確にし、その立証責任について明らかにすることを目的としている。

第5.1節（1）第1段落に記載の「言及は公開に等しい」状況について、今回の改正は構造情報に関連する内容のみを残し、構造情報の開示程度が「保護を請求する化合物が既に公開されていると当業者が思う」に達することを要求し、2つの状況を明らかに区別するために「推定」の2文字を削除した。

第5.1節（1）第2段落と第3段落に記載の「新規性を備えないと推定される」状況について、第一に、「例えば」の関連内容を削除することで、「新規性を備えないと推定される」状況が「言及は公開に等しい」状況の例

として現れなくなる。第二に、物理化学パラメーター及び製造方法等の要素を統合し、「効果実験データ」を追加する。「これらの要素を総合的に考慮すべきであり、かつ考慮した結果が、当業者が請求項の化合物と引用文献の化合物とが実質的に同一であると推定する理由がある程度に達してこそ、立証責任が出願人に移る」と規定した。第三に、「二者が実質的に同一であると推定する理由がある」という表現を採用して、審査官が推定の合理性及び審査意見の理由説明が十分であることに注目すべきであることを強調する。第四に、この類推の立証要件を満たすために、但書の部分を「出願人が構造に確かに差異があることを証明する証拠を提供できる場合を除く」に改正した。

（四）化合物の進歩性に関する改正（第2部分第十章第6.1節）

今回の改正は、産業の要求に応え、化合物の進歩性の審査基準を整備することを目的としている。

1. 化合物の進歩性判断における3ステップ法の指導的意義を明確にした。

『指南』第2部分第4章第3.2.1.1節では、発明の進歩性の判断における「際立った実質的特徴」の判断方法について規定している。すなわち、請求項に係る発明が先行技術に対して自明であるか否かを判断するには、通常、1)最も近い先行技術を確定する、2)発明の区別的特徴及び発明が実際に解決する技術課題を判断する、3)保護を請求する発明が当業者にとって自明であるか否かを判断すると3つのステップに沿う。この判断方法を3ステップ法という。

今回の改正では、第6.1節の第1段落において、「3ステップ法」に沿って、化合物の進歩性判断の進め方を整理することを要求している。その目的は「審査官が進歩性の判断を行う前に、まず、発明を理解し、従来技術を承知し、構造改造と用途及び/又は効果との関係を把握し、発明が実際に解決する技術的課題を確定し、当業者の立場に立った上で、従来技術に相応の技術的示唆があるか否かを判断し、進歩性審査の結論を得る必要がある」と審査官を指導することにある。

当業者が従来技術を基礎として、論理的な分析、推理又は限られた試験だけで構造改造を行い、保護を請求する化合物を得ることができる場合、従来技術には技術的示唆があると認定する。これらの要求は『指南』第2部分第4章の規定に合致する。

2. 「予測できない技術的効果」の位置づけを明確にした。

今回の改正は「予測できない技術的効果」についての解釈を保留し、化合物の進歩性を判断する際に、用途の変更及び/又は効果の改善が予測し得ないものであれば、保護を請求する化合物が非自明であることを反映してとした。改正後の内容は、「予測できない技術的効果」と「3ステップ法」との間の内在的論理的関連性が進歩性判断の補助要素となっていることを強調する。

3. 化合物の進歩性判断についての従来の例示が改められ、新しい例示が追加された。

今回の改正は5つの案例を通じて化合物の進歩性判断の進め方を説明し、「3ステップ法」の評価ロジックで化合物の進歩性審

査を指導することに重点を置き、構造改造と用途及び/又は効果との関係の把握は、従来技術の啓示の有無を正確に判断する前提及び基礎であると強調した。

【例1】-【例3】「3ステップ法」の精神及び進め方と一致するように、『指南』の元の案例を基礎に書き換え、従来技術に技術的示唆が存在するか否かの判断を強調する。新たに追加された【例4】と【例3】は鮮明な対照をなしており、2つの事例はいずれも古典電子等の配列置換を採用した構造改造にかかっているが、二者の進歩性評価の結論は全く逆であり、化合物の進歩性判断において構造改造と発明の用途及び/又は効果との関係を把握することが正確な審査結論を得るための前提であると強調した。このうちの「約40倍」は予測できない技術的効果の普遍的な判断基準ではなく、予測できない技術的効果に該当するか否かは具体的な技術分野、発明が解決する技術的課題及び従来技術の発展状況等の多方面の要素を総合的に考慮する必要がある。新規追加の【例5】は比較的によく見かけられる特許出願の類型に対するものであり、一般式化合物及びその中の1つの具体的化合物の進歩性の判断プロセスに関わるものである。この案例では、請求項の保護範囲が異なると、最も近い従来技術に対する構造の差異が異なり、このような構造改造に基づいて得られる用途及び/又は効果もそれに伴って異なる可能性があり、さらに異なる進歩性審査の結論が得られることを説明した。

(五) 生物材料の寄託機関に関する改正(第2部分第十章第9.2.1節(4))

中国国家知識産権局は2015年12月23日に第218号公告を發表し、特許手続上の生物材料の寄託機関として広東省微生物菌種寄託センター(GDMCC)に委託し、同時に、同センターは『特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約』の下の微生物国際寄託機関ともなった。これに基づき、『指南』を適応的に改正し、それを国際寄託機関のリストに追加した。

(六)モノクローナル抗体に係る請求項の記載に関する改正(第2部分第十章第9.3.1.7節)

モノクローナル抗体の配列決定技術の成熟と普及に伴い、モノクローナル抗体の構造情報を得ることがより容易になり、現在、モノクローナル抗体に係る請求項は主に配列構造によってモノクローナル抗体を限定する。今回の改正は技術の発展に適應し、「ハイブリドーマ限定」方式の前に「構造的特徴限定」方式を追加し、モノクローナル抗体に係る請求項は構造的な特徴で限定してもよく、それを産生するハイブリドーマで限定してもよいと規定し、例を挙げてより具体的に明確な説明をした。

(七)生物技術分野における発明の進歩性に関する改正(第2部分第十章第9.4.2節)

今回の改正は、生物技術分野の発明に対する進歩性審査における「3ステップ法」の審査進め方を明確にする一方で、科学技術の発展に順應し、産業の要求に応え、イノベーションの発展に貢献するために、技術テーマを更に豊富にした。

1. 生物技術分野の発明に対する進歩性判断の全体的な進め方のまとめ(第9.4.2節)

前書きの部分では、生物技術分野の発明に対する進歩性判断の全体的な進め方をまとめた。判断過程には、異なる保護対象の具体的な限定内容に基づいて、発明と最も近い従来技術との相違点を確定して、当該相違点により発明が達成できる技術的効果に基づいて、発明が実際に解決する技術的課題を確定して、その上に従来技術が全体的に技術的示唆を与えているか否かを判断する必要がある。また、生物技術分野の発明創造は生体高分子、細胞、微生物単体等の異なるレベルの保護対象にかかわるので、進歩性を判断する際には、発明と従来技術との構造上の相違点、類縁関係の遠近及び技術効果の予測可能性等も考慮する必要がある。

2. 「遺伝子」、「組換えベクター」、「形質転換体」、「モノクローナル抗体」における具体的状況の進歩性評価基準の整備(第9.4.2.1節)

「遺伝子」のテーマにおいて、構造遺伝子の進歩性判断の一般基準を追加し、進歩性を備える状況を提示して、構造遺伝子の進歩性評価における「3ステップ法」の適用方式を具現化した。また、元の「ある蛋白質のアミノ酸配列は既知である」と「ある蛋白質は既知であるが、そのアミノ酸配列は未知である」の2種類の状況において、進歩性を備える規定の表現は完全に一致しており、かつこの2種類の状況には論理上の関連性があるので、それらを併合して表現した。それにより、言語が洗練され、論理が一貫するようになった。

「組換えベクター」のテーマにおいて、ベク

ター及び/又は挿入された遺伝子の構造改変により得られた組換えベクターが進歩性を備える状況を追加して、組換えベクターの進歩性評価における「3ステップ法」の適用方式を具現化した。

「形質転換体」のテーマにおいて、既知の宿主及び/又は挿入された遺伝子の構造改変により得られた形質転換体が進歩性を備える状況を追加して、形質転換体の進歩性評価における「3ステップ法」の適用方式を具現化した。

「モノクローナル抗体」のテーマにおいて、構造的特徴によって限定されるモノクローナル抗体の進歩性判断の例を追加して、機能及び用途を決めるキー配列構造の構造的相違に焦点を当てることを強調した。同時に、既知の抗原に限定されたモノクローナル抗体及びハイブリドーマを用いて特徴付けられるモノクローナル抗体の関連規定について補足説明的な補正を行って、このような発明の進歩性の評価における「予測できない技術的効果」の適用状況を明確にした。

3. 「ポリペプチド又は蛋白質」に係るテーマの具体的状況における進歩性評価基準の追加（第9.4.2.1節）

「遺伝子」のテーマの後に、「ポリペプチド又はタンパク質」のテーマを追加した。当該テーマは審査実務において関連事例が多く、かつそれ自体の技術的特徴を有する。ここでは、ポリペプチド又は蛋白質の進歩性判断の一般基準を規定し、進歩性を具備する状況を示して、ポリペプチド又は蛋白質の進歩性評価における「3ステップ法」の適用方式を具現化した。

## 特許開放許諾制度の有効活用に関する考察

弁理士 李渤

近年、中国の科学技術レベルの急速な向上、国民のイノベーション及び知的財産権保護意識の全面的な向上に伴い、中国の特許出願件数及び権利付与件数は年々大幅に増加している。統計によると、2019年末まで、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の発明特許保有件数は合計186.2万件であり、人口1万人当たりの発明特許保有件数は13.3件に達し、中国「第13次五年計画」で確定された目標任務を繰り上げて達成した<sup>[1]</sup>。

しかし、中国の現在の特許技術の転化、実施及び運営状況は決して楽観的ではない。多くの特許が権利付与されてから休眠状態に入り、その価値が十分に開発及び利用されず、権利付与が多くの特許にとって寿命の終点となり、前期の研究開発に投入された大量の資金及び時間等のコストが大きな浪費となり、特許権者及び科学研究者のさらに新たな特許技術の研究開発への意欲が損なわれている。他方で、中国の特許侵害紛争及び訴訟の件数は絶えず増加しており、限られた司法、行政及び社会資源にとって重い負担になっている。

そのため、外国の立法と司法の実践を参考にし、中国の市場主体とイノベーション主体の現実的なニーズに基づいて、中国が2020年10月17日に公布した第4回改正『特許法』は、「特許実施の特別許諾」の章において「特許開放許諾」制度に関する3つの条項を新しく加えた。これは中国の「特許開放許諾制度」が正式に確立されたことを示しており、中国の特許実施許諾のタイプ及び方式を更に充実させた。

具体的には、改正『特許法』の第50条には、特許権者による特許開放許諾の実施及び取り下げの手續要件が規定されている。すなわち、特許権者が自発的に書面にて國務院特許行政部門に如何なる部門又は個人にもその特許の実施を許諾する意思があると声明し、かつ許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、國務院特許行政部門は公告を行い、開放許諾を実行する。実用新案、意匠特許について開放許諾声明を提出する場合、特許権評価報告を提供しなければならない。特許権者が開放許諾声明を取り下げる場合には、書面にて提出し、國務院特許行政部門にて公告を行わなければならない。開放許諾声明の取り下げが公告された場合、先に付与された開放許諾の効力に影響を及ぼさない。

改正『特許法』の第51条には、特許開放許諾の被許諾者が特許開放許諾を取得するための手續要件及び特許年金減免措置が規定されている。すなわち、如何なる部門又は個人が開放許諾された特許を実施する意思がある場合、書面で特許権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方式、基準に基づき許諾使用料を支払った後、特許実施許諾を取得する。開放許諾の実施期間において、特許権者の納付する特許年金に対して相応に減免を与える。開放許諾を実行する特許権者は、被許諾者と許諾使用料について協議した後に普通許諾を与えることができるが、当該特許について独占的又は排他的許諾を与えてはならない。

改正『特許法』の第52条には、特許開放許諾の紛争解決メカニズムが規定されている。すなわち、当事者が開放許諾の実施に

いて紛争が発生した場合、当事者の協議により解決し、協議を望まない又は協議が成立しなかった場合、国务院特許行政部門に調停を請求し、又は人民法院に訴訟を提起することができる。

上述の特許開放許諾制度の設置を見渡すと、特許許諾の許諾者と被許諾者の双方の自由意思に対する尊重が十分に反映されており、特許強制許諾と区別されることが分かる。また、許諾者及び被許諾者の権利及び義務について比較的明確な規定が設けられているので、特許許諾の取引の安全性及び実施効率が保障される。このような制度の設置により、企業・事業単位及び一般公衆に開放的な特許許諾プラットフォームを提供し、特許情報の普及及び伝播を促進し、特許許諾手続を簡素化することができ、中国の将来の特許技術の開発・運用を推進し、特許技術の産業価値を発揮し、及び科学技術の進歩を促進する上で、必ず広範かつ積極的な役割を果たすに違わない。このため、多くの企業・事業単位及び科学研究機関は特許開放許諾制度に強い関心を持ち、試してみようとしており、この制度を利用して自身の未来の発展への新たな推進力を求めたいと考えている。

しかし、いかなる法律制度の運用を成功させるにも、事前にその具体的な実施方式に対して全面的な考慮と計画を行い、客観的条件と併せて合理的な設計を行う必要がある。それによって、長所を生かし短所を避け、その最大の価値を発揮することができる。どのように特許開放許諾制度を効果的に運用し、その技術進歩を推進する役割を最大限に発揮し、かつその実施過程に発生する可能性のあるリスクを避けるかについては、以下の

いくつかの面から考える必要がある。

まず、特許制度は本質的に特許権者がその技術的優位性を通じて市場競争における優位性を維持する法的武器であり、競争相手を排除し制限することは特許権の最も直接的な目的である。これにより、市場における優越的地位がもたらす経済効果は特許許諾の実施による経済効果よりもはるかに大きいので、かなりの部分の特許権者は自分が多くの投資及び創造的労働を払って取得したコア特許を他人に許諾することに興味がない。したがって、実際に特許開放許諾プラットフォームに入れる価値のある特許の数は限られている。一方、実際に特許開放許諾プラットフォームに入る一部の特許は、技術又は市場等の面で必要な競争優位性又は実力に欠けており、往々にして特許権者が低価値の無形資産の残存価値を掘り起こし、又は知的財産権の維持コストを下げることを考慮して出した副次的な特許である。実際、特許開放許諾制度を長年実施している他の国で、開放許諾を実施している特許の件数がそれほど多くないのは<sup>[2]</sup>ここに一因がある。

確かに、資金又は研究開発能力が限られている一部の特許権者が、その特許技術の価値を実現するために、又は更なる開発資金を求めるために、潜在的な市場価値及び開発の見通しがある特許技術の特許開放許諾プラットフォームに投入することもある。しかし、このような特許技術は往々にしてその技術開発の初期にあり、その将来の成功予測に対して比較的大きな不確実性が存在し、このような特許の実施が一定のリスクに直面する可能性がある。

よって、特許開放許諾プラットフォームを

通じて価値のある特許技術を探そうとする投資者は、プラットフォームで提供される対象特許について十分な技術及び市場価値の評価を特許許諾の前に行う必要があり、決して盲目的に特許書類自体に記載された内容だけに基づいて決定を下してはならない。同時に、1つの特許技術について他の関連する特許技術、ひいては代替できる既存の技術が存在するか否かを考察する必要がある。特許技術比較、選別を通じて、特許の価値に対し総合的な評価を行うことは特許許諾の前に必要不可欠な業務である。

次に、特許の法律状態についていえば、権利付与された特許の安定性には一定の不確実性が存在し、毎年かなりの部分の発明特許が無効宣告されており、実用新案特許及び意匠特許については、無効宣告される割合が当然より高くなる。改正『特許法』の第50条は、実用新案特許、意匠特許について開放許諾声明を提出する場合には、特許権評価報告を提供しなければならないと規定しているが、これはその特許が無効宣告されるリスクを完全に排除するには不十分である。しかし、実施段階に入った技術の依存する特許が無効になると、被許諾者にとって資金的及び時間的コストの面で生じる損失は往々にして取り返しがつかない。

したがって、潜在的な特許被許諾者は特許開放許諾プラットフォーム上で提供される対象特許の法律状態を考察する必要もある。発生する可能性のあるリスクを回避するために、必要に応じて関連する従来技術について検索と分析を行い、特許の安定性を評価するとともに、特許許諾契約において許諾された特許が無効となった場合の責任及び損害賠償条項を設定しなければならない。

第三に、特許は技術の開発及び実施にとって極めて重要であるが、技術が円滑かつ効果的に実施できるか否かは、特許書類に記載された技術内容以外の多くの要素が影響している。例えば、多くの特許権者は一部の技術の細部をノウハウとして残し、特許書類に公開しないが、この部分のノウハウは当該技術の効果的な実施にとって必要不可欠であり、又はその効能を最適に発揮させる肝心な要素である。したがって、特許許諾契約において、特許権者が特許許諾と同時に関連する技術の細部を併せて提供し、又は必要な人員訓練、養成等の保障業務を行うと約定することも絶対に必要である。

また、1つの技術の開発は常に複数の特許を生み出すことができ、ひいては当該技術に対して保護するパテントプール又はパテントポートフォリオを形成することができる。このような状況において、潜在的な特許被許諾者は、特許許諾者のその開放許諾する特許に係る技術の特許出願の完全な状況を検索し、関連する他の特許も開放許諾プラットフォームに入っているか否かを考察しなければならない。開放許諾された特許の実施が許諾者の別の特許に対する許諾に依存しなければならない場合、特許開放許諾契約は、今後の技術実施に特許上の障害及び障壁が存在しないように、他の特許もその中に組み入れなければならない。

同時に、1つの特許技術の開放許諾を経た後の実施過程においても、革新的な新たな技術構想が生じる可能性があり、これらの技術構想も同様に新規特許となる可能性がある。その新規特許の帰属は特許の許諾者と被許諾者の双方の切実な利益に関係し、それに

ついて事前の約定を行うことも将来これによって生じる紛争を回避するのに役立つであろう。

第四に、特許開放許諾は本質的に普通許諾に属し<sup>[3]</sup>、上述の法律の規定から分かるように、この制度は開放許諾を実施する特許に対して独占的又は排他的許諾を与える可能性を排除している。したがって、特許開放許諾を取得した被許諾者は、特許を実施する過程において、特許許諾者又はその他の被許諾者の同一の特許技術分野における合法的な競争に直面する可能性がある。言い換えれば、当該特許の排他性が大幅に低下し、市場競争力が制限されることになる。この点について、被許諾者は注意して考慮する必要がある。同時に、上述の状況に鑑みて、特許開放許諾の使用料もそれに適応して合理的な範囲内に調整しなければならない。

以上をまとめると、特許開放許諾制度は、中国の現段階の特許成果の転化が難しいという問題の解決に対して積極的な推進作用があり、特許情報交流の促進、特許許諾取引の安全保障及び社会資源の節約等においてこの制度の重要な機能を十分に発揮させることは、イノベーション型国家の建設を加速し、知的財産権の創造、保護及び運用を強化するという重要な目標の実現に有利である。したがって、中国の特許開放許諾制度を更に整備するために、行政、法律、技術、マーケット等の関連分野の従業員は研究及び協力を深く展開して、中国の知的財産権制度の発展方向に真に適合する有効な特許開放許諾実践モデルを模索し、確立する必要がある。

#### 参考文献

- [1] 央広網(2020年4月23日)
- [2] 張揚欽 責任規則の視点における特許開放許諾制度 清華法学 2019年, 第13巻第5期, 第186-208頁
- [3] 劉娟 開放許諾制度を確立し、特許運用レベルを向上させ 中国知識産権報 2018年9月28日, 第1945号, 第8版

#### 筆者プロフィール

李渤先生は中華全国専利代理人協会の会員である。1999年に瀋陽薬科大学微生物製薬専攻を卒業し、工学学士学位を取得し、2010年に中国政法大学民商法専攻の大学院を卒業し、法学修士学位を取得した。2002年8月から2007年7月まで国家知識産権局の審査官を務め、そのうち2005年9月から2006年10月まで北京第一中級人民法院知的財産権法廷の陪審員を兼務していた。2007年8月から弊所にパートナーとして加入した。李渤先生は主に医薬、生物、化学、化学工業及び材料分野の特許出願書類の作成、審査意見の応答、拒絶査定不服審判、無効審判、行政訴訟、権利侵害訴訟、権利侵害分析、特許戦略の制定及びコンサルティング等の業務に従事している。

## 中国特許出願の庁費用に関する説明

多くの国と異なり、中国の特許出願の庁費用は基本的に出願時の出願書類を基礎としている。下記の例で詳しく説明する：

### 1. 出願の加算料金

中国の発明及び実用新案特許出願の出願加算料金は特許出願時に一括納付するものであり、明細書加算料金（添付図面を含む）は31頁から1頁につき50元、301頁から1頁につき100元、請求項加算料金は11項から1項につき150元となる。一方、特許出願を提出した後に、出願書類に対する自発的補正又は審査官の要求に応じた補正により明細書又は請求項数が増減した場合には、いずれも庁費用を追加徴収したり、既に納付した庁費用を返還したりすることはない。注意が必要なのは、PCT国際出願の中国国内段階移行出願については、出願加算料金を納付する必要があるか否かはいずれも最初に提出されたPCT国際出願書類によって確定される。つまり、出願人が中国国内段階移行時にPCT条約19条、34条又は28/41条を通じて補正を提出し、明細書の頁数又は請求項数の増減をもたらしたとしても、いずれも庁費用の変化をもたらさない。

### 2. 発明特許出願実体審査料

中国の発明特許出願の実体審査料は2500元であるが、欧州、日本又はスウェーデンの特許局により国際調査が行われたPCT国際出願の中国国内段階移行出願の場合、その実体審査料は2000元を納付すればよく、明細書の頁数及び請求項数とは

無関係である。

### 3. 訳文訂正請求料

PCT国際出願の中国国内段階移行出願については、中国語出願書類はPCT国際出願書類の完全かつ正確な中国語訳文でなければならない。訳文の誤りを発見した場合、出願人は訳文訂正請求を提出し、訳文訂正請求料を納付しなければならない。出願人が特許局が初歩審査合格通知を出す前に訳文訂正請求を提出した場合、訳文訂正請求料は300元とし、初歩審査合格通知の後に訳文訂正請求を提出した場合、訳文訂正請求料は1200元とする。

### 4. 意匠出願料

中国意匠特許出願の出願料は500元である。1件の意匠出願に同一製品の2つ以上の類似意匠、又は同一類別でセットで販売又は使用される製品の2つ以上の意匠が含まれていても、出願料は増加しない。

### 5. 年金

中国特許の年金は特許の権利付与年から納付されるものであり、各特許が最初に年金を納付しなければならない期限は権利付与通知書を受領した後2ヶ月以内である。登録査定を受けた後の年金は、特許の出願日前に毎年納付しなければならない。ただし、各年の出願日後1ヶ月以内に納付した場合は、滞納金は発生せず、期限が1ヶ月を超えた場合に限り、滞納金が発生する。年金は、授權文書の頁数及び請求項数とは無関係である。

## 当社は当事者の代理として 実用新案特許権の無効宣告 審判と行政訴訟に完勝

先日、最高人民法院知識産権法廷は「最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2020）」を発表した。最高人民法院知識産権法廷は、2020年に結審した2,787件の技術系知的財産権案件の中から、55件の典型的な事例を精選し、46条の裁判規則を抽出した。これは技術系知的財産権裁判分野における難解、複雑、新しいタイプの案件を処理する最高人民法院知識産権法廷の司法理念、審理の進め方及び裁判方法を反映しており、非常に強い指導的意義を有している。当所知的財産権弁護士、特許弁理士の王博、許峰先生が代理した案件が第23号案件に選ばれた。それは（2020）最高法知行終183号上訴人である深セン市大疆靈眸科技有限公司と被上訴人である中国国家知識産権局、原審第三者である杜文文との実用新案特許権無効審判行政紛争案件である。

当所無効審判請求人の杜文文氏を代表し、当該実用新案特許権無効審判において、特許権の一部無効の決定を下すよう国家知的財産権局に請求することに成功した。特許権者が提起した特許行政訴訟手続において、北京知識産権法院及び最高人民法院知識産権法廷はいずれも中国国家知識産権局の無効決定を維持した。

法院は、本件の典型的な意義は、主に特許技術案の進歩性が「問題の解決」に由来することもできるし、特定の状況において「問題の提起」に由来することもできると認定した。さらに、法院は案件全体

の内容を総合した上で、現在の証拠は「本特許は従来技術で注意されていない技術的問題を解決している」と特許権者の主張を支持するには不十分であると認定した。また、法院は「既知の技術を採用して同様の方式で類似の対象を改善することは通常の改善方式であり、進歩性をもたらすには不十分である」という請求人の観点を支持した。

これで、当所は当事者を代表して行政訴訟段階で全面的な勝利を得た。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司

地址：北京朝陽区朝陽門外大街16

号中国人寿ビル10階1002-1005室

電話：86-10-8525 3778

FAX：86-10-8525 3671

郵便番号：100020

Email: mail@panawell.com



編集：王珍々、王嵐、徐舒

訳審：王珍々、張玉静

趙麗芝、金丹

レイアウト：董順々